

2019年度心理相談センター公開講演
2019年12月8日 13:00～15:00
明星大学26号館102教室

子ども・若者が変わるとき —育ち・立ち直りを支え導く少年矯正の実践と課題—

木村 敦 多摩少年院・院長

○司会進行 心理相談センター長 竹内康二教授
本センターでは毎年、講演会を開催し、各分野の著名な方においでいただいている。本年度より公認心理師のカリキュラムが本格始動しており、大学生・大学院生の実習先として、貴院にはご協力いただいている。そのなかで、今回のご講演を快諾いただいた。

講師は、少年矯正のご経験が長く現職である木村敦院長である。2018年には「子ども・若者が変わるとき」という少年矯正のご著書を共同で上梓されている。

○講演開始(13:05) 木村敦院長



このような機会をいただき光栄である。

多摩少年院は、京王線沿線の京王片倉駅と山田駅の間に建っている。画面の給水塔の上の部分に貼り付けてあるのは、当院キャラクターのたまちゃんである。

本日の話の柱として、4つのテーマ、①少年院

とはどのようなところ(施設)か、②少年院に入る少年たちはどのような人たちが、③少年院職員はどんな仕事をしているのか、④少年は少年院生活を通じてどう変わるのが、を通して彼らの立ち直りに必要なこととは何かを考えていく。

まず、簡単に自己紹介をさせていただく。大学の専攻は心理学や教育学ではなかった。対人援助職をしたいと思い、教育学を学び直し、25歳で法務省に就職し35年経った。初任が多摩少年院、異動を幾度か経て、3度目の多摩少年院勤務で昨年2018年に院長を拝命した。

少年院の業務には大きな柱が2つある。「矯正教育」と「社会復帰支援」である。矯正教育は、1生活指導、2職業指導、3教科指導、4体育指導、5特別活動指導の5つで構成される。社会復帰支援として、1就労支援、2修学支援、3帰住先の確保、4医療・福祉面の支援を行っている。矯正教育・社会復帰支援を行う前提として「収容」という業務があり、すべてをひっくるめて、「処遇」とよんでいる。

少年院における処遇には、「育てる」と「教える」があり、特に「育て直し」に力を入れている。個別指導、集団生活などを通じて「育て直し」を行い、それを土台として、「教える」ことにより再非行防止・社会生活への定着を図ろうとするものである。

少年院と少年鑑別所、刑務所との違いは、一般の多くの方にはわかりにくいであろうと思ひ、作ってみたスライドである。少年院と少年鑑別所

少年院の業務の二本柱

少年の立ち直り、社会での円滑な再スタートを目指して

矯正教育

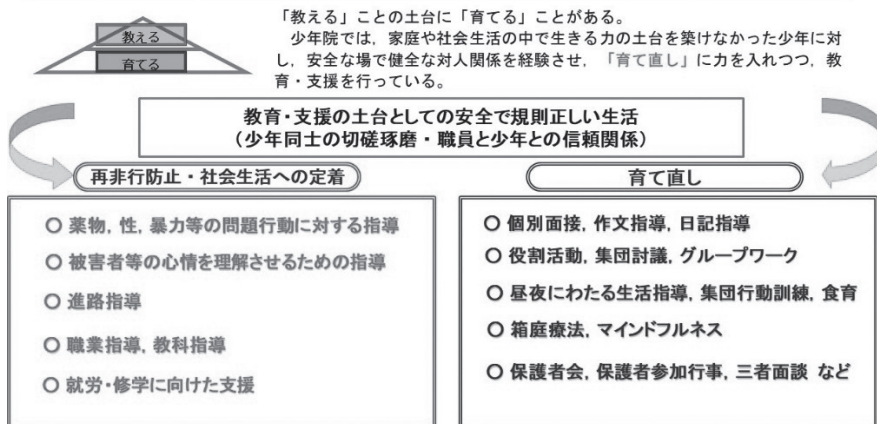
- ◆在院者の特性に応じ、
 - ①生活指導
 - ②職業指導
 - ③教科指導
 - ④体育指導
 - ⑤特別活動指導
- を実施

社会復帰支援

- ◆在院者の希望と適性を踏まえ、
 - ①就労支援
 - ②修学支援
 - ③帰住先の確保
 - ④医療・福祉面の支援
- を実施

※教育と支援を行うための前提として「收容」業務
※すべて含めて「処遇」という

少年院における処遇



少年院と鑑別所、刑務所との違いは？

- ◇少年鑑別所
家庭裁判所の審判前、約4週間の收容、鑑別(心理アセスメント)
職員は法務技官・法務教官が主体 ※教育は行わない
- ◇刑務所
刑罰の執行、刑期の言渡し、刑務作業 ※教育は必要に応じ行う
職員は刑務官が主体

少年院は、家裁審判を経て、保護処分として教育・支援を行う
不定期(標準は約1年)、職員は法務教官が主体

☆他に、施設規模の違いも……

の違いはというと、少年鑑別所は、家裁の審判の前、4週間弱の間に鑑別を行う。具体的には心理アセスメントである。職員は法務教官と法務技官である心理技官。公認心理師の資格をとろうとしている人も多い。少年鑑別所では教育は行わない。その意味するところは、審判の決定前は、非行事実の認定前であるので、非行があったという前提の矯正教育は行わない。しかし、本人の希望にそって学校教育の補習等を行う。大前提として、積極的な矯正教育は行わないのである。

刑務所は、刑罰の執行、刑務作業が中心であり、必要に応じ薬物依存離脱に向けた教育や性犯罪再犯防止の教育などを行っている。職員は刑務官が主体である。

少年院は、家裁審判を経て、保護処分として、教育・支援を行う。収容期間は不定期である。少年院に送られてきてから、少年院で収容期間を決める。標準的には多摩少年院の場合 11 か月であ

る。職員は法務教官が主体である。刑務所とは施設規模の面で大きく違う。府中刑務所は日本最大で定員約 2700 名であるが、多摩少年院は日本で最大級の少年院といっても定員 174 名である。規模の違いが持つ意味は後述する。

少年院では「個人別矯正教育計画」を作成して個々の特性に応じた教育を実施する。これは様式が決まっている。矯正教育の基本的システムとしてとても重要なものである。

規則正しく、明確なルールの下に生活し、在院者同士が助け合う仲間づくりを目指している。適正な規律維持を図り、いじめやインフォーマルグループができないようにする。いじめやインフォーマルグループを起こさせないようにする取組の積み重ねが少年院の歴史でもある。黙って見ていると、非行文化をひきずって、いじめやインフォーマルグループができてしまうので、いかに防ぐかに職員は腐心している。今でも、一切起こ

個々の在院者の特性に応じた教育・支援

家庭裁判所における調査，少年鑑別所における鑑別の結果を踏まえ（科学的アセスメントを活用して）
⇒ 個人別矯正教育計画の作成・実施
（入院時に作成し，在院中必要に応じ修正・変更）

在院者の成長発達を促しつつ，一人一人が抱える問題性や事情に配慮した処遇を目指す

教育・支援の基盤となる「安全・安心な環境」

- 日課に基づく規則正しい生活，明確なルールの下で公平性を保ちつつ，在院者の日々の生活に目配り
- 夜間や休日においても職員が在院者と行動を共にし，指導・助言

・在院者同士が更生に向けて支え合い，励まし合う風土
・適正な規律・秩序の維持
→いじめ，インフォーマルグループの発生防止
・質実な衣食住の確保された日常生活

らないわけではないので、早いうちに芽をつみ、決して放置しないようにしている。力の強い者、年長者が上位に立ちがちであるので、年齢、出身地、何をして少年院に来たかなどの個人情報をお互い知らせないように留意している。

少年院に入ってからの日数、進級制度で「上級

生」「下級生」を分けている。年齢の上な下級生、年齢が下の上級生が存在することになる。また、成長発達が促されるような衣食住に配慮している。熱中症やインフルエンザなどにも留意している。

教育・支援の基盤となる「少年と職員との信頼関係」

社会や大人への不信感が根強い少年の心の中に入り、ものの見方・考え方、家族・友人関係の在り方等に関する指導を浸透させるためには、信頼関係構築が不可欠

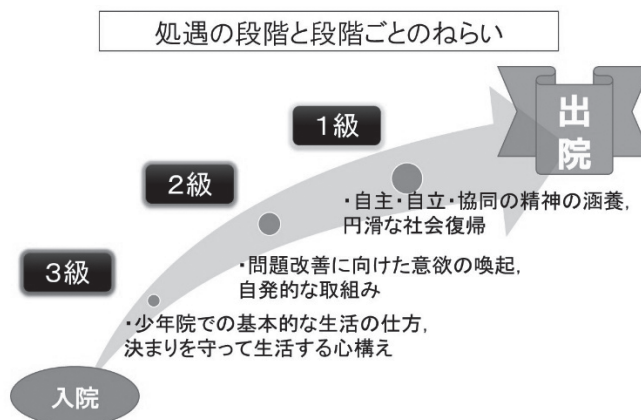
- ① 在院者の人権の尊重
- ② 在院者の心情把握の徹底
- ③ 個別担任・寮担任職員のチームワークによる指導

小規模(集団)で高密度の処遇を展開

少年の心のドアは外側についていない、内側についている。自ら心を開いてもらうのは難しい。信頼関係を粘り強く築いていく。ものの見方・考え方、家族関係の在り方に等に関する指導を浸透させるためには、信頼関係構築が不可欠である。個別担任・寮担任職員のチームワークで指導を行っている。当院では一つの寮に20～25名で暮らす。各寮7名の教官が24時間365日交替

で泊り込み指導する。一人の教官が3～4名の少年の個別担任となっている。集団生活に目が行き届き、密度の濃い処遇を展開するには、小規模がよい。「規模」は大切である。

入院から出院まで3段階あり、3級（新入生として基本的なことを覚える段階）、2級（問題改善に取り組むメインの段階）、1級（社会復帰に向け出院準備の段階）と進んでいく。



矯正教育の内容

1 生活指導

- 基本的な生活態度に関する指導
- 被害者の心情等を理解させる指導
- 非行に関わる個々の特性や事情に応じた指導

2 職業指導

- 職場に適應する能力を習得させる指導
- 就業に必要な知識や技能を習得させる指導

3 教科指導

- 社会生活に必要な基礎学力を習得させる指導
- 高等学校教育等に準拠した指導

4 体育指導

- 健全な身体の発達を促すための指導
- 順法精神や協調性を養うための指導

5 特別活動指導

- 情操を豊かにするための指導
- 自主性、自律性を養うための指導

5つの教育内容をバランスよく組み合わせながらやっていくことが大切である。

6つのプログラムがあり、優先順位をつけて必要な少年に必要な指導を行っている。法務省で作成したプログラム教材が配布されている。

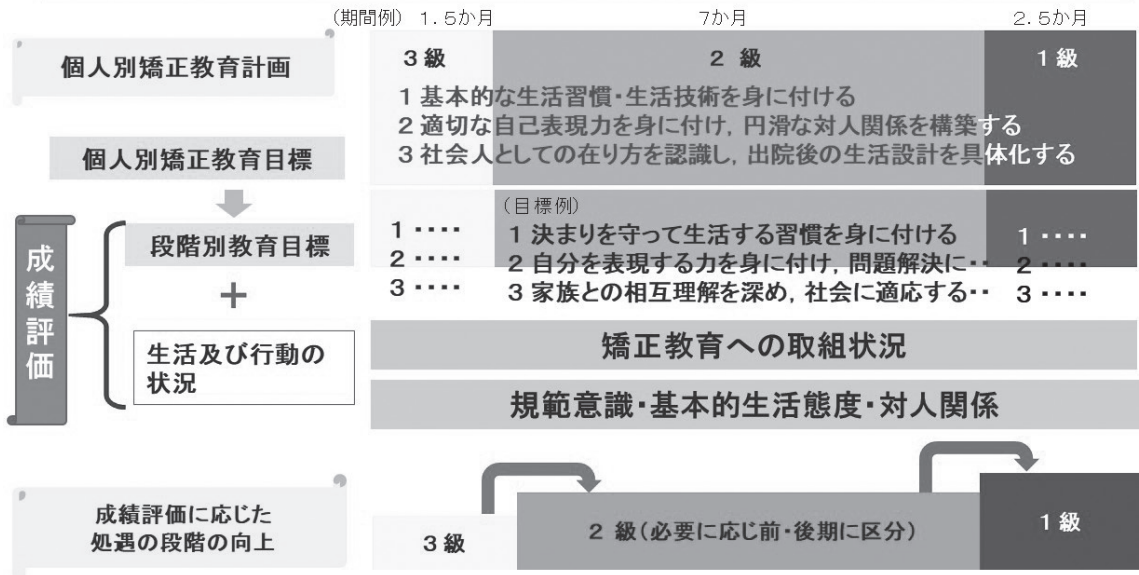
個人別矯正教育計画を作り、そこで盛り込まれた教育目標が達成されているかどうか、成績評価しながら進んでいく。成績評価では、規範意識、基本的な生活態度、対人関係なども見ていく。A～Eの5段階で成績評価をつける。3級⇒2級⇒1

個々の事情に応じた特定生活指導

特定生活指導は、全施設共通の中核プログラムと、各施設が選択して実施する周辺プログラムにより構成され、受講後にフォローアップ指導を実施

特定生活指導	中核プログラム	周辺プログラム(例)
被害者の視点を取り入れた教育	責任を考えるワークブック	被害者心情理解指導、個別指導、課題作文、読書指導、ロールレタリング
薬物非行防止指導	J. MARPP	マインドフルネス、アサーション、ミーティング、自助グループ講話、個別指導
性非行防止指導	J-COMPASS	マインドフルネス、アンガーマネジメント、性教育、個別指導
暴力防止指導	暴力防止プログラム	被害者心情理解指導、SST、個別指導
家族関係指導	家族プログラム	保護関係調整指導、SST、個別指導
交友関係指導	ともだちプログラム	アサーション、個別指導、当事者講話

矯正教育を実施する仕組み



多摩少年院の沿革

- 大正12(1923) 我が国初の矯正院(少年院)として発足
- 昭和24(1949) 中等少年院を中核に初等及び医療少年院を併設
- 昭和38(1963) 全面改築工事着工(昭和43完工)
- 昭和48(1973) 創立50周年
- 昭和52(1977) 長期処遇を実施する生活指導課程Ⅲに指定
- 平成5(1993) 職業能力開発課程Ⅱに指定変更
- 平成11(1999) 生活訓練課程Ⅱ(外国人少年)を併設
- 平成27(2015) 新少年院法の施行
第一種少年院・社会適応課程Ⅰに指定
- 平成30(2018) 支援教育課程Ⅲを併設

多摩少年院の対象者

- 第一種少年院・男子
- 矯正教育課程
・社会適応課程Ⅰ(A1)
義務教育を終了した者のうち、就労上、修学上、生活環境の調整上、社会適応上の問題がある者であって、他の課程の類型には該当しないもの
・支援教育課程Ⅲ(N3)
義務教育を終了した者のうち、知的能力の制約、対人関係の持ち方の稚拙さ、非社会的行動傾向に応じた配慮を要するもの
- 関東甲信越及び静岡(1都10県)から受け入れ

級と進んでいく。多摩少年院の場合、3級1.5か月、2級7か月、1級2.5か月を標準期間としている。

多摩少年院は日本初の少年院、創立96年目である。関東大震災の年、大正12年7月に運営を開始。直後の大震災で施設が相当壊れ、多難なスタートであった。現在、昭和40年前後の建物を使っており、建物も古くなってきている。

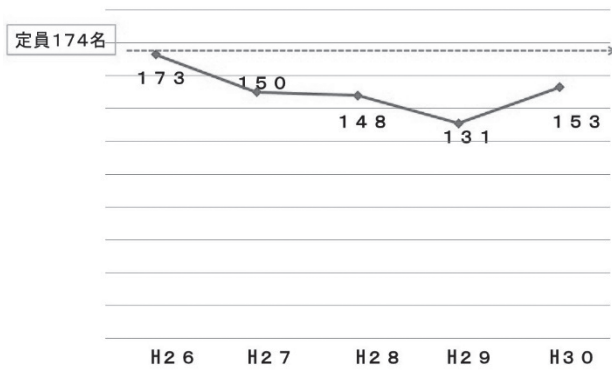
少年院の種別は第一種、第二種、第三種、第四種があり、多摩少年院は第一種少年院である。矯正教育課程としては「社会適応課程1（A1）」と支援教育課程3（N3）である。N3は、知的能

力の制約、対人関係の稚拙さなどのある少年が対象となる。エリアとしては、関東甲信越及び静岡から受け入れている。入院時の年齢では18歳以上が75%である。20歳になっても一定の手続きを経てそのまま少年院で処遇を続ける。

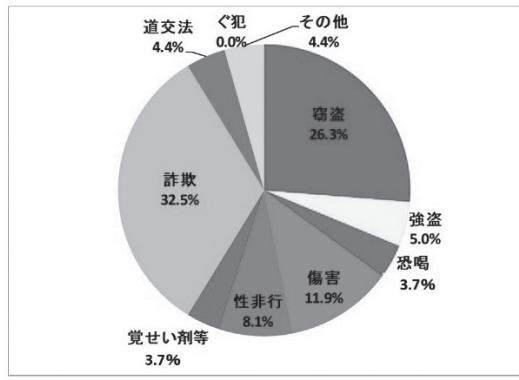
このところ75%くらいの収容率であり、最近では130名前後で推移している。

最近の顕著な傾向としては、特殊詐欺が多い。かつては窃盗が多かった。日本の社会問題を反映し、特殊詐欺の受け子、出し子が多い。非行名は窃盗でも、詐欺の一環としてクレジットカードを盗むなどの事案もある。覚醒剤で立件の少年は少

多摩少年院の収容状況 ※年間新収容人員の推移



多摩少年院在院者の非行の状況 ※H30新収容者



ない。

多摩少年院在院者の家族関係では、保護者については実母のみが3割、実父母は3割弱である。家庭に帰れず更生保護施設等に帰住する者が約1割いる。自分の子どもがいる在院者もあり、婚姻せず子どもがいるケースもある。

学校については、高校中退が5割。学力は小学校低学年レベルから大学在籍の者もあり、学力の差が激しい。非行については、保護観察歴のある少年が5割。児童自立支援施設、少年院歴のある者もいる。2つの施設で既に矯正教育を受けてきている少年もいる。

○ 14:00 より 18 分間の施設紹介 DVD 視聴

(DVD 内容)

・授業場面:高卒認定試験に向けての指導(国語、数学、英語等)。「いま役立たなくてもいつか役立つ」と受験を指導する。少年は積極的にたくさん質問をする。国語で「魏」の学習中、「キングダムを読んでいるからわかる」などの発言。NHK学園へ、都立通信制高校に在籍している少年、大学受験に合格し在院しながら通学した少年なども存在。知る喜び、学ぶ姿勢を身に付けている。今は民間模擬試験なども受けさせ、大学合格判定が届く。

・音楽祭:演劇仕立ての歌とパフォーマンス。「カ

ントリーロード」を合唱。

・運動会:保護者・支援者との玉入れ、綱引き、全員リレー等。南中ソーラン節は一糸乱れぬ動き。最後に少年が御礼の言葉を落涙しながら、謝意を述べる。

・出院式:体育館で在院者全員を前に、宣いの言葉を述べる。担任への謝意、母親への感謝、これから生き直すという決意。

○ 14:20 講演再開

少年院の生活指導では、少年の気持ちや言葉を聞くことに注力しており、担任と面談を行い、うまく話せないところは日記で、担任が毎日コメントをしてやりとりをする。

溶接や小型建機、クレーン・玉掛け等の資格・免許等を取れる職業指導をしている。その資格をもって職に就くとも限らないが、退院後何十年も経った人から、資格証明書の再発行を依頼する電話がかかってくることもある。少年院で取った職業資格を活用して仕事をしているのだとわかり、嬉しく思う。パソコン指導にも注力している。畑での野菜の栽培は人気がある。青空の下、土をいじり野菜が育つ喜びを感じるのがよいのだろう。

運動会はDVDで観ていただいた通り、保護者や地域の方、支援者を招いて運動場で行う。成人式も行う。少年院での成人式なんてと気乗りし

多摩少年院と保護者、外部の方々とのつながり

◇保護者に対する協力の求め(働き掛け)

保護者会、保護者ハンドブック、トゥモローミーティング(特別三者面談)
保護者参加型行事 等

◇教育等への外部から協力・支援

篤志面接委員、教諭師、NPO法人、BBS
FC東京、日本財団(職親プロジェクト)、就労支援事業者機構
高尾山、八王子市 等

◇出院者等からの相談への対応

主に来訪、電話による
仕事・家族・友だちの悩み、再非行の誘惑、近況報告 等

ない少年もいるが、保護者にも来ていただき、節目を祝う儀式に、乗り気でなかった少年も感動し記念になったと言う。高尾山薬王院の導師の配慮で、登山道の清掃に参加している。ミシュランガイドに掲載され多くの方々が訪れる高尾山の登山道の掃除をさせてもらうので、たくさんの人の目に触れ、「ありがとう」と声を掛けられ、感謝されることが少年たちの喜びにつながっている。絵本の点訳をして、それを盲学校等に寄贈する活動も開始した。

保護者会やトゥモローミーティングという少年・保護者・担任の特別三者面談などで働き掛け、

保護者の理解と協力を得るように努めている。

教育等への外部からの協力・支援として、NPO法人、BBS（ビッグブラザーズ&シスターズ）による学習支援や、最近はFC東京にもサポートいただいている。サッカー少年だった在院者などは選手に会えると感動している。日本財団のプロジェクトとして、仕事フォーラム等も開催している。在院中に就職内定をもらえる少年もいる。

出院者等からの相談にも対応している。来訪、電話等により、仕事や家庭の悩みなどに対応をしている。

少年の立ち直りに35年携わってきたが、やり

締めくくりとして

少年の立ち直りに必要なこととは何だろうか

(処遇に当たる者が)

- 親身に関わり、信頼関係を築くこと
- 家族関係の調整に努め、家族との良好な関係作りを支えること
- 自己肯定感を強め、自身の行動をコントロールする力を高めること
- 健全な場面での達成経験を積ませること

ご清聴ありがとうございました！

がいのある仕事で「やめたい」と思ったことはない。これからも、少年院の運営についてみなさんのご理解とご協力をお願いしたい。これで話を終わりとするが、ご質問があればお受けしたい。

○質疑

質問1：特定生活指導で、マインドフルネスを取り入れていると伺った。少年院の矯正教育において、心理職はどういう役割を果たしているのか？

木村院長回答：当院では個人別矯正教育計画の立案に注力してもらっている。これをもとに教官による指導が行われる。また、言葉による面接が

不得意な少年等に「箱庭療法」を行ってもらっている。その結果の報告を聞くと、少年の心の変化もよくわかり、矯正教育に役立っている。

質問2：特殊詐欺の少年の傾向について伺いたい。罪の意識が薄いとのお話であるが、実際はどうなのだろうか？

木村院長回答：高額なアルバイト料だからと誘われて、犯罪だとは気づかず、受け子・出し子になってしまったのだと最初は言う。罪悪感があまりないといっても、よく聞いていくと、一人一人悩みや問題を抱えており、実際には地元の不良仲間との怪しい話にうすうす気づいて加わっていると

思われる。少年の奥にある問題をみていくようにしている。

○会場拍手。アンケートを提出してもらい散会。

講演終了15時。会場に残って質問等される方が10名ほどおられ、15時40分ごろまで熱心に質問が続いた。

(文責：山田由理子、編集責任：竹内康二)